

企画提案公募

次のとおり、企画提案を公募します。

令和7年8月8日

株式会社日本レーシングサービス

1. 調達内容

- (1) 件名
オッズ映像システム構築業務一式
- (2) 調達案件の仕様等
企画提案説明書による
- (3) 履行期間
契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
- (4) 提案方法
企画提案説明書による

2. 競争参加資格

次の(1)～(5)すべてに該当するものであること。

- (1) 令和7・8・9年度国の一般競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のうち「情報処理」または「ソフトウェア開発」の[A]又は[B]の等級に格付けされている者（参加予定の者が複数で構成されている場合は、そのうちの1者）であること。
- (2) 地方競馬主催者、日本中央競馬会又は農林水産省から、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項について同意する者であること。
- (5) 企画提案説明書の交付を受けた者であること。

3. 提案書の提出等

(1) 問い合わせ先

株式会社日本レーシングサービス 事業部 開発課
住所 東京都品川区勝島1-6-22 ウィラ大井オフィス棟4F
電話 03-6436-8746
メールアドレス (To) sysdev@nrsnet.co.jp
(CC) system@nar.keiba.go.jp

※問い合わせは、特別な事情がある場合を除いて電子メールで行うこと

(2) 企画提案説明書の交付

期間 令和7年8月8日（金）から令和7年9月17日（水）まで（土日祝を除く）
時間 10時～17時（12時～13時を除く）
場所 3. (1) に記載の問い合わせ先の電子メールによる交付

(3) 企画提案説明書の交付に関する注意事項

交付する企画提案説明書および添付資料には秘密情報が含まれています。そのため、企画提案説明書の交付を希望する事業者様は、秘密保持誓約書の提出が必要です。

別紙の秘密保持誓約書を印刷し、記入・押印のうえ、3. (1) に記載の問い合わせ先の住所へ持参または電子メールで送付してください。

(4) 企画提案説明会

日付 令和7年8月22日（金）
時間 14時から（予定）
場所 地方競馬全国協会 会議室（東京都港区六本木1-9-10）
もしくはweb会議による参加

※参加を希望する場合は、実施日前日12時までに、3. (1) に記載の問い合わせ先へ電子メールで社名・参加者氏名・参加形態（対面またはweb会議）を申請すること

(5) 資料閲覧

期間 令和7年8月12日（火）から令和7年9月5日（金）まで（土日祝を除く）
時間 10時～17時（12時～13時を除く）
場所 株式会社日本レーシングサービス 会議室
（東京都品川区勝島1-6-22 ウィラ大井オフィス棟4F）

※閲覧を希望する場合は、希望日4日前までに、3. (1) に記載の問い合わせ先へ電子メールで社名・参加者氏名・希望日時を申請すること

※閲覧前に別紙の秘密保持誓約書を提出済であること

(6) 提案書の提出

期限 令和7年9月24日（水）17時

場所 3.(1)に記載の問い合わせ先の住所へ持参すること

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：全額免除する。
- (3) 提案の無効：本公告に示した競争参加資格のない者の提出した提案書、提案者に求められる義務を履行しなかった者の提出した提案書、その他提案の条件に違反した提案は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否：要
- (5) 優先交渉権者の決定方法：企画提案説明書による。
- (6) 詳細は企画提案説明書による。

秘密保持誓約書

_____（以下「乙」という。）は、株式会社日本レーシングサービス（以下「甲」という。）が実施する「オッズ映像システム構築業務一式」の企画提案公募参加（以下「本業務」という。）にあたり、以下のとおり秘密情報の保持について誓約する。

（秘密情報とその範囲）

第1条 本誓約書において秘密情報とは、本業務に関して甲から乙に開示される情報のうち、甲が開示に際して秘密である旨を表示または明言した一切の情報をいう。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密である旨の表示または明言の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。

- (1) 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していた情報または公知の情報
- (2) 乙が甲から開示を受けた後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報
- (3) 乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わず正当に入手した情報

（秘密情報保持義務及び管理）

第2条 乙は、本業務を遂行する乙の関係者以外の第三者に対して、秘密情報を開示あるいは漏えいしないものとする。

2 乙は、本業務を遂行する目的にのみ秘密情報を使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないものとする。

3 乙は、善良な管理者の注意義務を用いて秘密情報等を管理し、保護するために、自己において採用している予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報の漏洩が生じないように必要かつ適切な、合理的な予防措置を実施しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、法令又は裁判所の指示等により開示請求された場合には、乙は、当該請求の範囲内において開示できるものとする。

（委託の制限）

第3条 乙は、本業務について甲の承諾がない限り、再委託を行ってはならない。

（損害賠償）

第4条 乙が本誓約書の違反、その他乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を生じさせた場合、又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に通常かつ直接の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

（秘密情報の返還・廃棄）

第5条 乙は、甲から要請された場合及び本業務が終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要が無くなったと判断する場合は、遅滞なく乙の責任において開示された秘密情報のすべてを適切な返還・廃棄の措置を講ずるものとする。

（秘密保持義務の継続）

第6条 乙は、本業務の終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

（協議事項）

第7条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

令和 年 月 日

乙：

(所在地) _____

(会社名) _____

(責任者名) _____ 印